

WEBアクセシビリティ 義務化について



2024年度（ほぼ）必須です。

Crossdevice Inc.

最初に

- WEBサイト制作バブルの歴史
- webサイトに関する法令等（ECサイト関連除く）
- アクセシビリティに努力義務が発生
- 制作会社として準備する事

1

WEBサイト制作バブルの歴史

過去にあったwebサイトバブル

◆まずはこれ

- ・これからは企業もwebサイトを持つべき
- ・携帯の普及に伴いモバイルページも作ろう

◆スマートフォンの出現とロボット検索の性能アップ

- ・スマホ最適化
- ・SEO最適化

◆web広告の促進と地図連携の強化

- ・SEM対応
- ・MEO最適化

◆スマートフォンの普及率アップとSNSの台頭

- ・スマホファースト
- ・企業もSNSやろうぜ
- ・ユニバーサルデザイン

過去にあったwebサイトバブル



◆Google帝国の繁栄とルールの制定

- スマホ 超最適化（SearchConsole警告対応）
- GA4対応

黎明期以外は大体Googleに左右されている模様。

また、要所要所でロボット検索のアップデートに伴うSEOルールの裏改正（※）が発生しています。

※アップデート内容を正式に公表していないため

今後のwebサイトバブル（プチ含む） 予定



◆AIの普及と新たな仕様

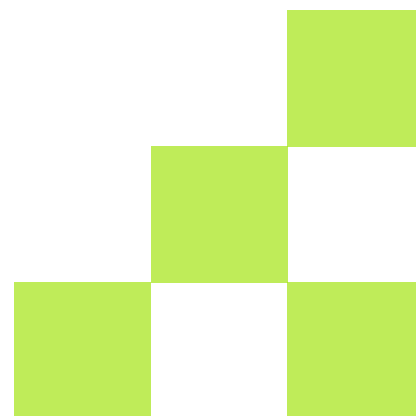
- OpenAI等 AI学習対策
- PWA（Progressive Web Apps）対応
- MRブラウザ対応

など

あるといいですね。

webサイトに関する法令等 (ECサイト関連除く)

2



webサイトの公的ルール



WEBサイトのアクセシビリティやユーザビリティは、今もある関連団体の重鎮が

「こうしましょう」的な情報を出しているぐらいで、そんな事より見た目や独自性優先でした。

ネットの回線は低速だったので、表示容量も大事。

その後、著作権法や関連法がデジタルやインターネットに対応してきたなーと思っていたら、

ネット関連の過激な報道が増えてくると合わせて、あれよあれよと規格や法案が増えていきました。

その当時の空気を知りたい人は、映画「Winny」をご覧くださいになると少し分かります。

https://youtu.be/kJRrn_tgxy8?si=NB5jWH42AW-iYn3m

webサイトの公的ルール



◆主な関連法と改正は下記の通りです。（詳細は割愛）

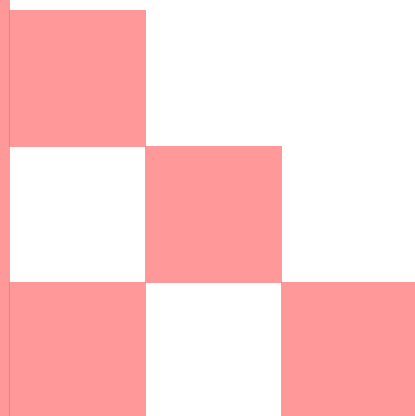
- 著作権法改正（主なものは平成21年、平成24年、平成30年、令和2年、令和3年）
- 不正アクセス禁止法（平成12年施行、平成24年改正）
- 個人情報保護法改正（主なものは平成10年、平成15年、平成27年、令和2年）

情報六法という分厚い本がありますので、興味のある方はどうぞ。

成立や改正の内容を見る限り、そりゃそうだろうな一程度の内容だったのですが、今回はさらに新しい法律が増えました。

3

アクセシビリティに
努力義務が発生



障害者差別解消法について



元々ある障害者基本法第4条で内包されていたものを独立化した法律です。

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

施行は平成28年で、令和3年に改正されています。

今回は改正された内容についての説明です。

過去の障害者配慮としては、ユニバーサルデザインやアクセシビリティの中で

障害者基本法から該当する項目があった程度でした。

障害者差別解消法が制定されても、規則的には配慮や確認レベルだったのですが、

今回の改正により努力義務となります。

障害者差別解消法について

改正前

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

改正後

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

改正前の条文にも「努」という字が入っていますが、（努力したという）配慮や確認で済んでいました。

改正後は、「～しなければならない」という表現から、やらないといけなくなりました。（これが努力義務）

施行が令和3年6月4日なので、猶予期間が終わる**令和6年6月3日がタイムリミット**です。

制作会社として準備する事

4

何をやるのか準備するのか



◆今まで以上にSEOやガイドラインに沿って、きちんと作る

画像や文章など内容に応じて情報を格納し、視覚障害者向けに対応した記述ルール実践し、
テーブルの見出しにはキャプションを設け、色のコントラストや動画や画像にキャプションを追加するなど、
アクセシビリティに配慮した仕様で制作を行います。
後はテキストだけにした状態でも情報として成立していれば問題ありません。

◆既存サイトの改善が必要な場合

(新規orリニューアルで) 1からwebサイトを構築するなら厳密にルールに基づいて制作をすれば問題ないのですが、
既存サイトに対応させるとした場合は、下記の業務が発生します。

何をやるのか準備するのか



- 適合レベル（A、AA、AAA）および対応度（準拠、一部準拠、配慮）の確定
- アクセシビリティ評価シートから検証および対応内容の確定
- 確定した仕様をサイト全体に反映。
- miChecker など検証ツールを用いて確認および修正作業
- 各担当者による編集ルールの共有とCMS該当ページの修正対応
- 上記アクセシビリティについての情報をサイト内に追加
- 試験結果情報をサイト内に追加
- 修正の終わったサイトを公開

もし、これを全部やるとなると結構な金額（サイト制作時費用の半分以上）になるので、オイシイ話ではありません。

ですが、クライアントへ提案をする際に「やらないと法律違反で処罰されますよ」は**NG**です。

詐欺業者と同じになります。

何をやるのか準備するのか



障害者差別解消法8条には罰則がありません。

民間企業サイトなら「お金が無いので、まだやらない」は今のところ一応セーフです。

もちろん法律に違反しているという事を忘れず、お金が貯まったら対応してもらいましょう。

官公庁や公的機関やそれに相当する団体・施設に関しては、

- ・お上から「やれ」と言われる
- ・公共なのに「やってないの？」と他から言われる
- ・関連団体・施設から「うちはやってます」アピールされる
- ・「やらないと処罰されますよ」という鬱陶しい営業が増える

といった外圧がありそうなので、やらないといけなくなるかも。



まとめというか

というわけで、提案をする際のサンプルとして
自社サイトを対応しておかないといけないので、
来期目標で対応強化を検討。

補足ですが、アクセシビリティ評価シートのベースとなる
WCAGの新バージョン2.2が今年発表されていますので、
評価シートの内容がまた変わります。

※商用・営利目的の資料ではなく、社内発表用の資料です。

※個人的な見解や解釈を含んでいる場合もございますがご容赦ください。